

独立行政法人国立病院機構横浜医療センターにおける清涼飲料水等 自動販売機（缶・ペットボトル等）の設置・運営者の公募の公示

令和2年4月1日からの独立行政法人国立病院機構横浜医療センター（以下「当センター」という。）内における入院患者、外来患者及び職員（以下「患者等」という。）へのサービス及び福利厚生のための清涼飲料水等自動販売機（缶・ペットボトル等）の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（以下「見積書」という。）を提出願います。

令和2年2月4日

独立行政法人国立病院機構横浜医療センター
院長 鈴木 宏昌

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構横浜医療センターにおける清涼飲料水等自動販売機（缶・ペットボトル等）の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は当センター院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当センターと協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための清涼飲料水等自動販売機（缶・ペットボトル等）の運営の全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

本貸付契約は、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ①厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）において、「物品の販売」又は「役務の提供」のA、B、C又はDの等級の競争参加資格（関東地域）を有するものであること。
- ②法人等を設立して5年以上経過しており、清涼飲料水等自動販売機（缶・ペットボトル等）について良好な運営実績が、3年以上あること。
- ③自動販売機の設置・運営に関して必要となる許可をうけていること。
- ④法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ⑤不正及び不誠実な行動がないこと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

①企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③当該事業の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

⑤賃貸料等見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒245-8575 神奈川県横浜市戸塚区原宿3-60-2

独立行政法人国立病院機構横浜医療センター

事務部 企画課 業務班長 佐野

電話045-851-2621（内線2103）

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

令和2年2月5日（水）から令和2年2月19日（水）まで

（ただし、行政機関の休日の関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。）

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限

令和2年2月25日（火） 17時00分

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ（別紙「応募申込書」を持参又は郵送）

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和2年2月25日（火） 17時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ（持参又は郵送）

(5) 開札並びに落札者（第一交渉権者）への通知日時及び場所

令和2年2月28日（金） 10時30分

当センター 2F 院内会議室

開札は原則として公募型企画競争入札参加者又はその代理人又はその復代理人が出席して行うものとする。従って公募型企画競争入札参加者又はその代理人又はその復代理人が立ち会わないときは、入札執行に関係のない当院職員を立ち会わせてこれを行うので、開札日の前日までにその旨連絡すること。

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約書作成の要否・・・・・・・・要

- (3) 企画書のヒアリング・・・・・・必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するための窓口・・・・・・上記「3. (1)」に同じ
- (5) 詳細は、説明書による